

# 日米地位協定

2019. 11. 21

寺子屋明倫館

めいりん大人塾

塾長 緒方俊一

前回の教科書

日本の安全と繁栄を支えた10の条文

# はじめて読む 日米安保条約

監修・解説 坂元一哉(大阪大学教授)



## 平和の礎 進化する日米同盟

Q&A  
でわかる

新安保法制の  
意義とは  
何か

本日の教科書  
日米地位協定  
？知らん



本当は憲法より大切な  
「日米地位協定入門」

「戦後再発見」双書② 創元社

前泊博盛 [編著]

# 思考停止

- 根拠の乏しい安全神話の流布
- 受益者と被害者の分離
- 管理・運営・危機管理の他人任せ
- 政策担当者や専門家の思考停止
- 施設運営者と事故を管理する側のなれ合い
- 隠ぺい体質
- 国民の無知と無関心
  
- ジャイアンとスネオの関係

本日のキーワード

**思考停止**

# 日本人の思考停止

- 沖縄
- 原発
- 被災
- 介護
- 子育て
- TPP
- 対韓経済
- イラン
- 石油
- 世界経済
- 社会情勢

法治国家と言えない国民意識

# 思考停止となった出来事

- 1959年 砂川事件  
憲法より条約が優先される
- 1968年 九州大学ファントム墜落
- 2004年 沖縄国際大学へり墜落
- 横浜緑区ファントム墜落(厚木基地)
- 伊方原発へり墜落事故

# 砂川判決P250

- 法治国家の放棄 条約は憲法の優位に立つ
- 東京地裁伊達判事の憲法9条違憲判決
- マッカーサーから藤山外相に最高裁に跳躍上告の勧め
- 田中最高裁裁判官からマッカーサーへの説明
- アメリカ国務省から最高検への指示  
「検察官は次のように述べてもよい・・・」



条約は憲法より優位に立つ

# 尖閣に関するアメリカの反応

# 時代の流れ

- 1940年 ポツダム宣言
- 1945年 敗戦
- 1947年 日本国憲法
- **1950年 朝鮮戦争**
  - 1952年4月28日
- 1951.1.9 サンフランシスコ講和条約  
オペラハウス
- 1951.1.9 日米安全保障条約(旧安保)  
米軍基地
- 1952.2.28 日米地位協定(日米行政協定)  
東京

# サンフランシスコ講和条約

連合国のすべての占領軍は、  
この条約の効力発生の後、  
なるべく速やかに、  
かつ、  
いかなる場合にもその後90日以内に、  
日本国から撤退しなければならない。

# 憲法9条と日米安保条約

- 戦争の放棄
- 戦力の不保持
- 交戦権の否認
  
- 個別的自衛権
- 集団的自衛権

# 日米安保条約の改正

- 1952年
- 1960年
- 2015年改訂

やるなー 安部晋三 ！

**なぜ日本が国連常任理事国になれないのか**

# 周辺法

- 平和安全方整備法
- 国際平和支援法
- 地位協定(日米安保条約6条の保証)
- ガイドライン

日米二国間協定の問題

# アメリカを中心として





# 日米安保条約と朝鮮半島

- GSOMIA
- 竹島
- 尖閣
- レーザー照射
- 米韓安保条約
- **韓国に思いやり予算の押し付け**
- **米韓安保条約の取り消し**

日本にとって日米安保条約は救いとなるのか

# キーワード

- 極東の安全
- 集团的自衛権
- 地位協定
- 2015年安保改定

# 日米安保条約の歴史

- 1948年 南韓と北朝鮮独立
- 1949年 中華人民共和国(毛沢東)
- 1951年 サンフランシスコ条約  
同年 日本国とアメリカ合衆国との  
安全保障条約
- 1960年 日米安全保障条約
- 2015年 新安保関連法案成立

# 日米安保 前文

- 極東の平和と安全が目的
- 行動範囲は無限

## 著者の弁

幕末開国以来90年近くの友好関係を発展

運命共同体に近い関係

価値観の共有も日米友好関係の発展

# 極東の範囲



# 日米安保1～5条

- 国際連合憲章に従う
- 価値観を統一してさらに経済協力まで
- 憲法上の規定に従い武力攻撃に抵抗する
- 極東における平和と安全について協議する
- 日本国の施政下にある領域における武力攻撃

# 日米安保6～10条

- アメリカ軍の日本国内施設の使用
- 国際連合に責任はない
- 日米各国の憲法に反してはならない
- 1951年発行のサン・フランシスコ条約は失効する
- 有効期間は10年である

# 1条：国際連合に従う

- 太平洋戦争は國さう紛争を解決するために共同して武力行使を行った反省
- 日米安保条約は太平洋戦争前の攻守同盟ではない

著者弁

日本が中立国となる選択肢もあったが結果的にアメリカへの依存を決めた



# 2条：価値観の統一と経済協力

- NATOにも同様の条文がある
- 国際経済政策における食い違いを除去

著者 弁

だから1960年から1990年にかけての日本の  
経済発展があった

しかし

アメリカはTPPよりFTAの方が圧力をかけやすいと  
考えている

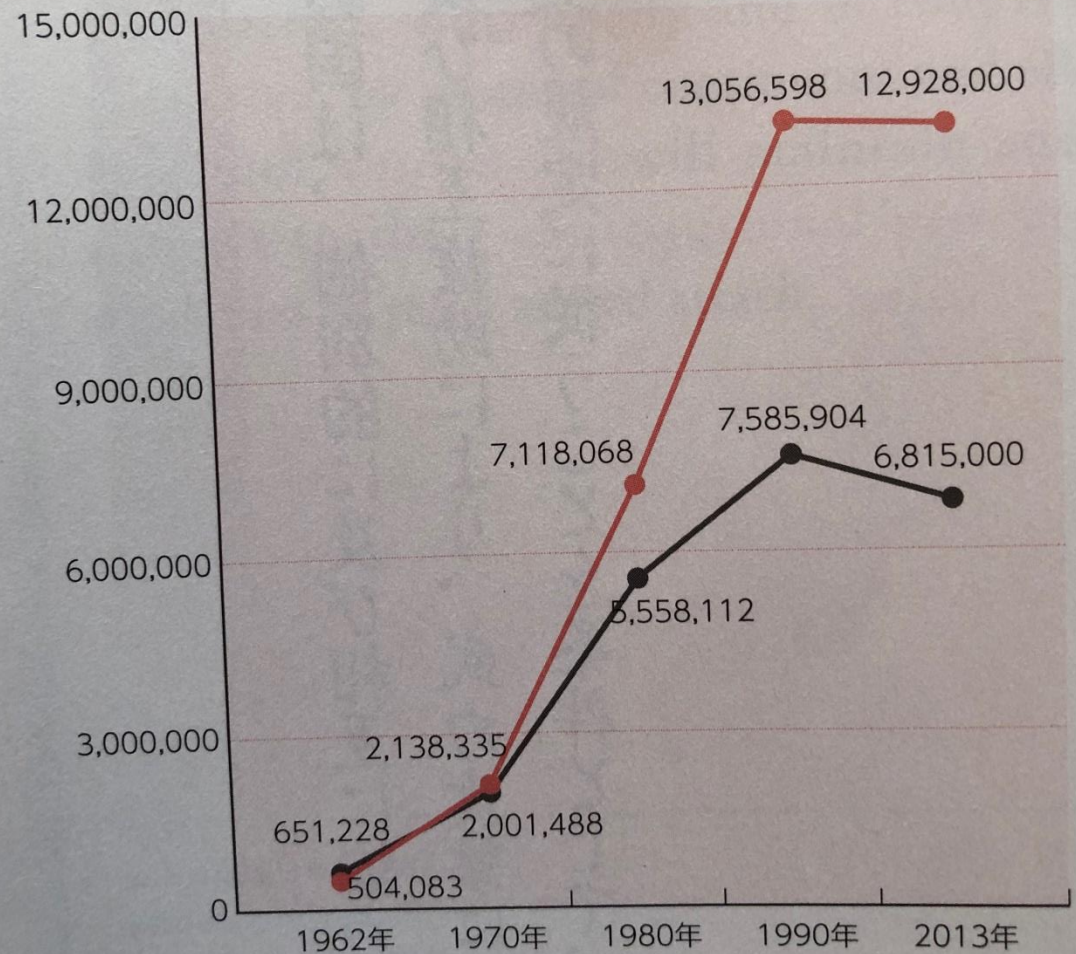
これを価値観の共有があると考えてよいのだろうか

# 日米貿易額 1990年以降の 衰退

## 急速に伸びた日米の貿易額

(単位：100万円)

— 輸入額 — 輸出額



1960年以降、日米の貿易額は急速に伸びている。特に日本からの輸出額の増大は1980年代からの日米貿易摩擦を生むまでになった。貿易の統計が1976年までドル建てで計算されているので、1970年までは1ドル=360円で計算している。(出典：統計局)

# 3条：憲法に従い武力攻撃に抵抗

- マッカーサーによる初回安保改定で  
自国の規定に反するいかなる義務を課するものではないという提案はアメリカ本国から拒否されている
- 集団的自衛権を求めるバンデンバーグ決議  
相互扶助の能力を持たなければ米国は安全保障の取り決めを知らない

# 4条：極東における平和と安全

- 新ガイドラインによる「同盟調整メカニズム」

Cf. 米韓相互防衛条約では有事には韓国軍は米軍の指揮下に入る

# 5条：日本の施政下にある領域における武力攻撃

- 普通の危険に対処する
- アメリカ人は人的な協力を求めた
- お金を出した 　　　では全く評価しなかった
- 1991年湾岸戦争
- 2001年ペルシア湾機雷掃海を評価した
- 在日米軍の保護は集団的自衛権ではない

# ガイドライン

著者弁

:ガイドラインの進展によってより強固になった日米同盟

- 1978年
- 1887年 極東有事における後方支援
- 2015年 集団的自衛権を認める

## 6条:米軍が日本の施設と区域を使用する許可

- 日本の施設を他国軍が自由に使用できるのは主権を持つ国家としてはおかしい
- **日米地位協定による米軍権利の確保**

著者弁

尖閣諸島を米軍が守らなければ日米安保はおしまいである

尖閣諸島を守るというのは中国と戦うということである

普天間と沖縄振興は一体である

沖縄は米軍にとって重要である

尖閣が日本の施政下にあるという記載も表明もどこにもないのだけれど？

# 1960年安保改正 事前協議に関する取り決め

1. 米軍配置の重要な変更
2. 米軍装備(核兵器)の変更
3. 日本から行われる米軍の戦闘作戦行動

拒否権はない

朝鮮半島有事の際に事前協議は行われない

「日本政府の意思に反して行動する意図のないことを保証した」



# 日米地位協定28条

- 基地の提供と返還
- 基地内の合衆国の管理権
- 基地の返還時の原状回復・補償
- 移動の自由
- 公共役務の利用優先権
- 軍隊構成員などの出入国（法令の除外）
- 刑事裁判権
- 経費の分担

# 7条：国連憲章との合致

- 新安保条約で追記された

Cf. 1965年日本の国連加盟

# 8条：日米両国はその憲法に従う

- 1960年安保の改定
- 安保条約と地位協定

# 9条と10条

- 失効の規定
- **10年間の契約でありその後は1年間間の猶予をもって条約は失効する**

1970年の沖縄返還

2015年の新安保条約

# 日米地位協定の怖さ 1

1. 出入り自由のアメリカ人(在日米人数不明)
2. 不自然な締結・ダレス長官の陰謀
3. 日本語の無い条約(解釈自由)
4. ラプコン
5. 汚染土の放置
6. 米軍財産の保全
7. 自由な訓練ルートと基地間移動
8. 爆音に対する日本の判決

# 日米地位協定の怖さ 2

## 9. 治外法権

1957年首切り飛行

ロングブリー事件

ジラード事件

10. 基地返還による自衛隊共同使用の裏ワザ

11. 日米相互支援の基本・バンデンバーグ

12. 米兵凶悪化の理由・犯罪者の入隊

13. 砂川事件により条約は憲法より優位に立つ

14. 日米合同委員会

15. 他国(フィリピン・イラン等)の反応

# 質問1

今何人のアメリカ人が日本にいる？

日米地位協定9条

# 出入国の管理ができない

- 米軍の構成員は旅券およびビザに関する日本の法令の適応から除外される。
- 合衆国軍隊の構成員および軍属並びにそれらの家族は外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。
- 基地から出入りするアメリカ人は確認できない。



# 質問2

日本の飛行機が飛べない日本の空  
どのくらいの広さ？

# ラプコン

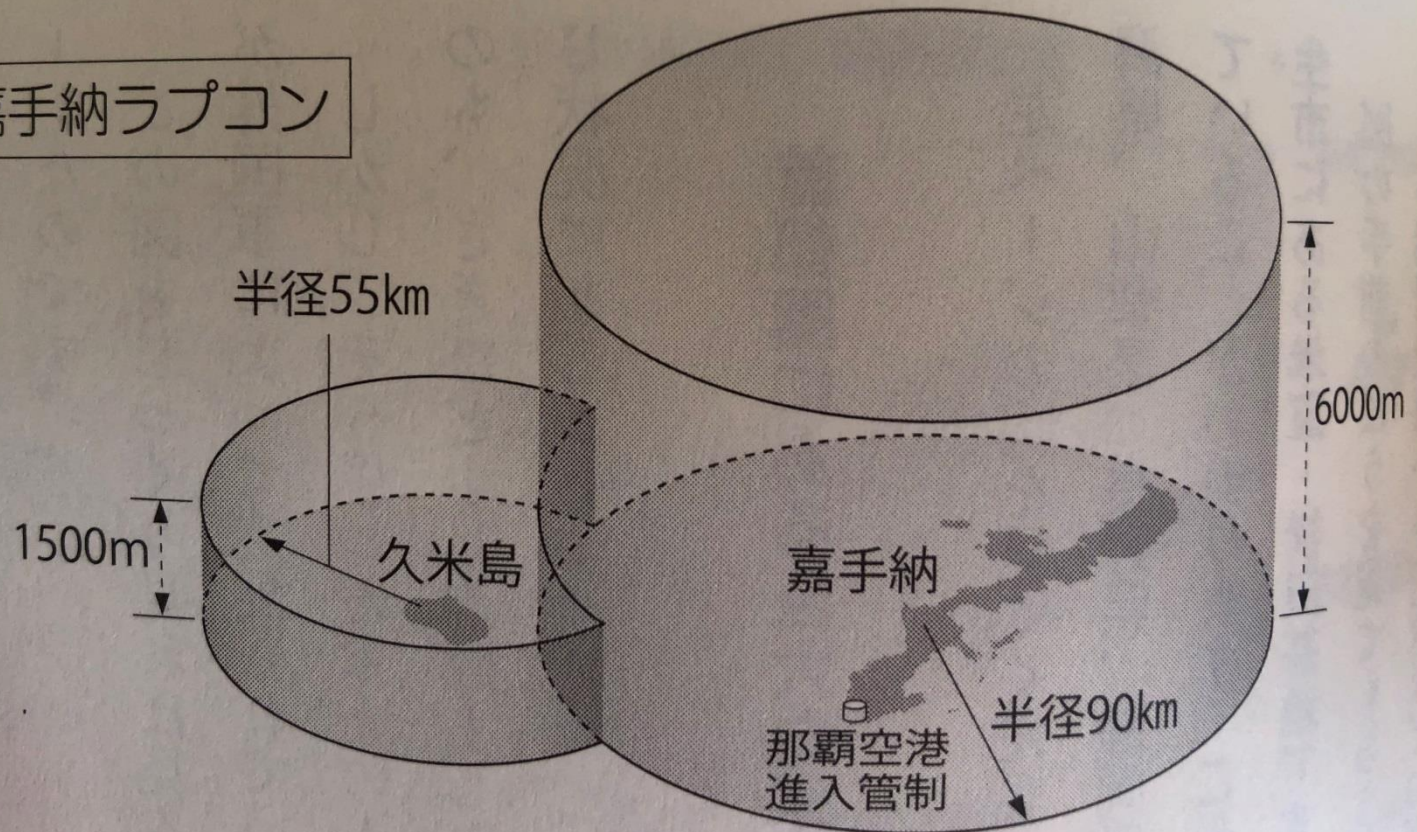
図表Ⅱ-3-4-1 在日米軍の日本における配置図



# 沖縄の管制権

069 PART1 日米地位協定 Q&A

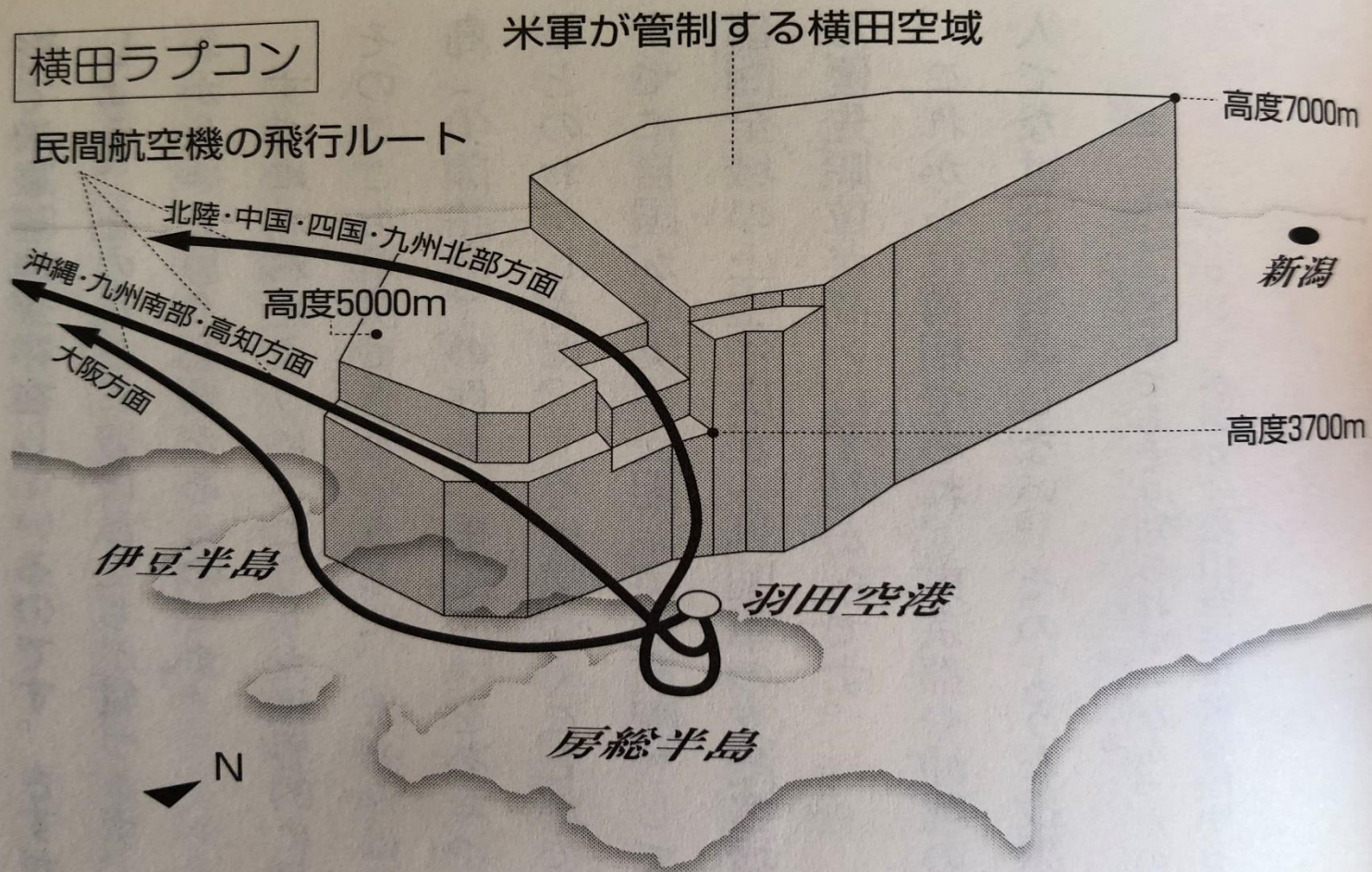
嘉手納ラプコン





# 横田ラプコン

071 PART 1 日米地位協定 Q&A



# 質問

- 日本中の空を自由にしかも低空で飛べる条約があるのか
- 低空飛行での墜落事故や、落下物を防ぐことはできないのか

できない



# 飛行ルート



# 航空法適応外の米軍

- 人または家屋の密集している地域の上空にあっては当該航空機を中心として水平600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルの高度
- 人または家屋のない地域及び広い水面の上空にあっては、地上または水上の人または物件から150メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度

# オスプレイの高度

- 平均150mの高度で、60mの高度での訓練が行われる。
- 米軍機と国連軍機およびその航空機に乗り込んでその運航に従事する者については航空法第6章の規定は、法令で定めるものを除き、適応しない。



# 飛行訓練コース

- パープル岩国
- イエロー広島
- オレンジ四国
- ブルー名古屋
- ピンク秋田
- グリーン仙台
- ブラウン中国山地
- 北方ルート石狩

# 質問3

- なぜアメリカは明確な返答をしないのか

# 日本語のない条約

- 英語を訳すにすぎず
- 当初の条約の成り立ちから密約であった
- 同日に別の場所でサンフランシスコ条約と日米安保条約は結ばれた。翌年に日米行政協定(地位協定)が結ばれた。内容を知っていたのは吉田茂とわずかな外務省職員で国会での承認を得たわけではない。

# 質問

- なぜアメリカは汚染土を基地に残して、返還の際には処理する必要がないのか。

# 質問

- なぜ墜落した飛行機やヘリコプターの事故原因調査ができないのか「

# 返還された基地

- 立川基地

自衛隊と共同運用は維持費を自衛隊に負担させ今まで通り基地を使う。

# 質問

尖閣問題でアメリカは日本を助けてくれますか

# 尖閣問題で アメリカは戦いません

- 1949年 バンデンバーグ決議

他国との安全保障は継続的かつ効果的な自助と相互援助にもとづくものでなければならない。

- 尖閣は日米安保条約の適応範囲であるが、劉裕県については中立であり、侵略については自らを防衛する



# 世界の貿易額

世界貿易額ランキング2012

金額は10億ドル／出所：WTO

輸出			輸入		
順位	国	金額	順位	国	金額
1	中国	2049	1	アメリカ	2336
2	アメリカ	1546	2	中国	1818
3	ドイツ	1407	3	ドイツ	1167
4	日本	799	4	日本	886
5	オランダ	656	5	イギリス	690
6	フランス	569	6	フランス	674
7	韓国	548	7	オランダ	591
8	ロシア	529	8	香港	553
9	イタリア	501	9	韓国	520
10	香港	493	10	インド	490

# 日本の貿易

輸 出			輸 入		
国 名	(億円)	(%)	国 名	(億円)	(%)
USA	151,111	19.3	中 国	184,461	24.5
中 国	148,917	19.0	USA	80,759	10.7
韓 国	59,784	7.6	オーストラリア	43,702	5.8
(台湾)	45,582	5.8	韓 国	31,544	4.2
(香港)	39,742	5.1	サウジアラビア	31,148	4.1
タ イ	33,010	4.2	(台湾)	28,469	3.8
シンガポール	25,406	3.2	ドイツ	26,267	3.5
ドイツ	21,247	2.7	タ イ	25,494	3.4
オーストラリア	17,956	2.3	UAE	23,262	3.1
ベトナム	16,883	2.2	インドネシア	22,234	3.0
世界計	782,907	100	世界計	753,050	100

【2017年】

# アメリカの貿易

1ドル=113円

## 輸出

輸出総額: 1兆4,510億1,100万ドル[2016年]

国名／貿易額／(シェア)

- ・カナダ 2,667億9,700万ドル(18.4%)
- ・メキシコ 2,297億200万ドル(15.8%)
- ・中国 1,156億200万ドル(8.0%)
- ・日本 632億3,600万ドル(4.4%)
- ・イギリス 552億8,900万ドル(3.8%)
- ・ドイツ 493億6,300万ドル(3.4%)

## 輸入

輸入総額: 2兆1,878億500万ドル[2016年]

国名／貿易額／(シェア)

- ・中国 4,626億1,800万ドル(21.1%)
- ・メキシコ 2,940億5,600万ドル(13.4%)
- ・カナダ 2,777億5,600万ドル(12.7%)
- ・日本 1,320億4,600万ドル(6.0%)
- ・ドイツ 1,140億9,900万ドル(5.2%)
- ・韓国 698億8,100万ドル(3.2%)

# 2015年安保改定

- 安保関連法案

- 「平和安全法制」

1. 武力攻撃事態法
2. 重要影響事態安全確保法
3. 自衛隊法
4. 米軍等行動関連措置法
5. 特定公共施設利用法
6. 会場輸送規制法
7. 捕虜取り扱い法
8. 船舶検査活動法
9. 国家安全保障会議設置法
10. PKO協力法

- 国際平和支援法